

議第 83 号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 9 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  |              |                  | 改正後  |            |                  |
|--|--------------|------------------|--|------------|------------------|
| (手数料の種類及び金額)<br>第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。   |              |                  | (手数料の種類及び金額)<br>第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。 |            |                  |
| 種類   | 1件につき        | 件数区分等            | 種類   | 1件につき      | 件数区分等            |
| (1)の部・(2)の部 (略)                                      |              |                  | (1)の部・(2)の部 (略)                                    |            |                  |
| (3)の部～(5)の部 (略)                                      |              | 1枚をもつて<br>1件とする。 | (3)の部～(5)の部 (略)                                    |            | 1枚をもつて<br>1件とする。 |
| (6) <u>高山市シ<br/>テイカード<br/>の交付</u>                    | <u>300</u>   |                  | (6) <u>個人番号<br/>の通知カー<br/>ドの再交付</u>                | <u>500</u> |                  |
| (7) <u>住民基本<br/>台帳カード<br/>の交付（再<br/>交付を除く<br/>。）</u> | <u>300</u>   |                  | (7) <u>個人番号<br/>カードの再<br/>交付</u>                   | <u>800</u> |                  |
| (7)の2 <u>住民<br/>基本台帳カ<br/>ードの再交<br/>付</u>            | <u>1,500</u> |                  |  |            |                  |
| (8)の部～(17)の部 (略)                                     |              |                  | (8)の部～(17)の部 (略)                                   |            |                  |
| (18)の部～(59)の部 (略)                                    |              |                  | (18)の部～(59)の部 (略)                                  |            |                  |
| 備考 (略)   |              |                  | 備考 (略)   |            |                  |
| 2 (略)  |              |                  | 2 (略)  |            |                  |

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第1項の表(7)の部及び(7)の2の部の改正は、平成28年1月1日から施行する。